自転車指導啓発重点地区（赤磐警察署）

令和６年７月

【重点地区】

1. 瀬戸町瀬戸
2. 瀬戸町下　地区

➢ 選定理由

小・中・高校が集中し、また、ＪＲ瀬戸駅があり、他の地区と比べて自転車利用者が多いため。

この地区でよく見られる自転車の違反形態

➢ 一時不停止
➢ 右側通行等
➢ 並進

©Zmap-AREA II 全国広域図2023-2(Z24JI第512号)

★ 自転車を運転する人は次の点に気を付けましょう！★

1　自転車は車両の仲間です。車道の左側を通行しましょう。

2　一時停止場所では、必ず一時停止！

3　自転車の並進は禁止!! 他の人や車の通行を妨げます。

警察では、自転車運転者の信号無視等に対し、指導警告を行うとともに、悪質・危険な交通違反に対しては検挙措置を講ずるなど、厳正に対処しています。